静岡県告示第98号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の5第1項及び第167条の11第 2項の規定に基づき、県が発注する鳥獣捕獲等事業関連業務の委託に係る競争入札に参加する者に必要な資格、その審査その他必要な事項を次のように定める。

令和7年2月18日

静岡県知事鈴木康友

1 競争入札参加資格者

県が発注する鳥獣捕獲等事業関連業務の委託に係る競争入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる事項のすべてについて審査(以下「資格審査」という。)を受け、静岡県鳥獣捕獲等事業関連業務委託競争入札参加資格者名簿に登録された者とする。

- (1) 施行令第167条の4 (第167条の11第1項の規定により準用する場合を含む。)の規定に該当しないこと。
- ② 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第18条の2に関する事業認定を受けていること(以下「認定事業者」という。)。
- (3) 都道府県税(法人事業税及び法人都道府県民税)並びに消費税及び地方消費税を完納していること。
- 2 資格審査の申請
 - (1) 資格審査を受けようとする者は、別に定める鳥獣捕獲等事業関連業務委託競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)に加え、次に掲げる書類を添えて、静岡県知事(以下「知事」という。)に提出しなければならない。
 - ア 認定事業者であることを証する書類(認定証の写し)
 - イ 鳥獣捕獲等事業に係る従事者名簿(県外の認定事業者の場合)
 - ウ 誓約書
 - エ その他知事が指示する書類
 - (2) 申請書の提出は、随時受け付ける。
- 3 資格審査の結果の通知

知事は、資格審査の結果を当該申請者に通知するものとする。

4 資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、当該資格を決定した日から最長3年間とする。

5 申請書の記載事項の変更届

競争入札参加資格者は、次に掲げる事項について変更があったときは、速やかに知事に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 代表者の役職名及び氏名
- (3) 住所及び電話番号
- (4) 鳥獣捕獲等事業に係る認定番号等(県外の認定事業者の場合)
- 6 廃業等の届出

競争入札参加資格者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に掲げる者は、 速やかに知事にその旨を届け出なければならない。

- (1) 法人が合併により消滅したとき その役員であった者
- ② 法人が破産により解散したとき 破産管財人
- ③ 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき その清算人
- (4) 廃業したとき 本人又は役員
- 7 競争入札参加資格の取消し

知事は、競争入札参加資格者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者の資格を 取り消すものとする。

なお、資格を取り消したときは、その者に通知するものとする。

- (1) 施行令第167条の4第1項(第167条の11第1項の規定により準用する場合を含む。)に該当したとき
- (2) 認定事業者が、その認定について効力を失うこととなったとき
- ③ 虚偽の申請をしたことが判明したとき

附 則

この告示は、公示の日から施行する。